

2026年度 松山東雲女子大学科目等履修生 募集要項

1 出願資格

次のいずれかに該当する女子に限る。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 相当の年齢に達し、高等学校又は中等教育学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者

2 出願期間

〔前学期・通年開講科目〕 2026年3月2日（月）～2026年3月23日（月）

〔後学期開講科目〕 2026年8月19日（水）～2026年9月14日（月）

3 出願手続

- (1) 出願書類

項 目	備 考
科目等履修生願書	本学所定の様式で、本人自筆のもの ＊履修要覧・シラバス・時間割表を参考にして、必要事項を記入
健康診断書※	胸部X線検査のみで可 本学所定の様式で、60日以内に医師の作成したもの
卒業証明書※	最終学校の卒業を証明できるもの
保険加入申込書	学外実習を履修する場合は、必ず加入すること（別紙参照）

※健康診断書、卒業証明書は、前学期出願時に提出している場合、後学期出願時には提出不要

- (2) 検定料 5,000円（本学所定の「振込依頼票」により振込む）
- (3) 検定料を納入後、検定料払込領収書（写し）を科目等履修生願書裏面に貼付し、(1)の書類を出願期間内に本学教務課に提出する。郵送の場合は、必着とする。
- (4) 保険に加入を希望する場合は、出願後、990円（現金）を経理課にて支払う。

4 選考方法

出願手続が完了した出願者に対し、出願書類にもとづき教授会において審議する。なお、必要に応じて面接を行う場合がある。

5 選考結果

審議の結果、承認された出願者に「科目等履修生許可通知書」、「登録料・授業料・著作権料振込用紙」を郵送する。

【登録料・授業料・著作権料 納入期日】

- (1) 前学期・通年開講科目 …… 4月末日まで
- (2) 後学期開講科目 …… 10月末日まで

6 授業料等

項 目	金 額	摘 要
検 定 料	5,000円	
登 録 料	10,000円	年度ごと徴収する
授 業 料	1単位 10,000円	実験・実習等の内容により実費を徴収する
保 険 料※1	990円	年度ごとに納入する
著 作 権 料※2	198円	半期ごとに徴収する

※1 学生教育研究災害傷害保険（ただし、通学中等傷害危険担保特約及び接触感染予防保険金支払特約を除く）及び学研災付帯賠償責任保険に1年間加入するための保険料です。保険料支払日の翌日から保険適用となります。（保険料は、2026年3月現在のものです）

※2 国による著作権法改正で創設された「授業目的公衆送信補償金制度」による補償金です。

【問い合わせ先】〒790-8531 松山市桑原3丁目2番1号

松山東雲女子大学 教務課

TEL (089)931-6211

[21-PDH]

電信扱

検定料 振込依頼票

本支店勘定

(科目等履修生)

依頼日	令和 年 月 日									
振込先	伊予銀行大街道支店				金額	¥	5	0	0	0
受取人	預金種目	普通預金	口座番号	1624678	内訳					
	口座名	マツヤマシノメジヨシダイガク 松山東雲女子大学				手数料				
依頼人	住所	〒 TEL () -								
	フリガナ									
	氏名									

(受付銀行保管)

(注)受付銀行へ

- 受付銀行納入印は3カ所へ押印して下さい。
- 振込通知票はオンライン発信後、即日、伊予銀行大街道支店宛送付して下さい。
- 依頼人の氏名(フリガナ)を必ずオペレーションして下さい。
- 振込手数料は依頼人負担となります。

-----振込後受付銀行で切り取って下さい。-----

(科目等履修生)

検定料 振込通知書

振込先	伊予銀行大街道支店					
金額	¥	5	0	0	0	
受取人	松山東雲女子大学					
依頼人	フリガナ					
	氏名					

(受付銀行→伊予銀行大街道支店→松山東雲女子大学)



(科目等履修生)

検定料 振込通知書

振込先	伊予銀行大街道支店					
金額	¥	5	0	0	0	
受取人	松山東雲女子大学					
依頼人	フリガナ					
	氏名					

(志願者保管)



切り取らないで銀行窓口にお出し下さい

2026 年度 松山東雲女子大学 科目等履修生に関する確認事項

学則第9条（入学の資格）に準じる

幼稚園教諭一種免許状	実習は本学の卒業生に限ります。本学で修得した単位のみ「学力に関する証明書」の発行が可能です。（学士の基礎資格が必要）
保育士資格証明書	実習は本学の卒業生に限ります。 本学で修得した単位のみ「幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書」の発行が可能です（幼稚園教諭免許を有する者に限る）。 本学の卒業生で、不足分の教科目をすべて修得した場合は、「保育士養成課程修了証明書」を発行することができます。
社会福祉士国家試験受験資格	科目等履修では取得できません。ただし、本学で指定科目のうち「実習」及び「実習指導」を履修しないで卒業した方は、「実習」及び「実習指導」を科目等履修することができます。
社会福祉主事任用資格単位修得証明書	科目等履修では取得できません。
生活相談員任用資格	
児童指導員任用資格	
家庭相談員任用資格	
ピアヘルパー資格	
レクリエーション・インストラクター資格	
スクールソーシャルワーク教育課程修了証	
社会調査士資格認定証	本学履修細則に記載されている科目を科目等履修することで、社会調査協会に申請し取得できます。4年制大学の卒業を証明する書類が必要です。希望される場合は、必ず事前にお問い合わせください。
認定絵本土	絵本専門士委員会の規定により、開設機関（松山東雲女子大学・松山東雲短期大学）を卒業した方、もしくは、保育士、教諭、司書、いずれかの資格を有し、認定絵本土を希望する方とします。学部による審査を経て、本学履修細則に記載されている科目を科目等履修することで取得できます。資格取得には年度をまたいだ受講が必要です（「メディアとしての絵本Ⅰ」は後学期集中、「メディアとしての絵本Ⅱ」は前学期集中のため）。ただし、履修者30名以下・本学学生優先となるため、科目等履修生の受け入れ人数は限られます。出願書類提出に先立ち審査を行いますので、必ず事前にお問い合わせください。

上記以外の免許・資格の取得に関係ない科目については、授業担当者の許可があれば履修できます。

松山東雲女子大学 科目等履修生願書

学籍番号			受付年月日	年 月 日			
ふりがな		性別	生年月日（西暦で記入）		写真貼付 (4cm×3cm)		
氏 名	印	女	年 月 日 (歳)				
現住所	〒 —						
E-mail							
電話番号	— —		携帯電話番号	— —			
学 歴	期間等（西暦で記入）		出身学校名・勤務先名など				
	年 月～ 年 月		高等学校卒業				
	年 月～ 年 月		大学 学部 学科 卒業・卒業見込・() 年次在学中				
	年 月～ 年 月						
職 歴 (非正規 雇用・ 主婦を 含む)	年 月～ 年 月						
	年 月～ 年 月						
	年 月～ 年 月						
	年 月～ 年 月						
履 修 希 望 科 目							
授 業 科 目 名		単位数	担 当 者	学期	曜日	時限	許可印
履修を希望する理由（資格取得など具体的な理由を記入して下さい。）							科目等 履修歴
							有・無
備 考							

登録単位: 単位×単価:10,000 円＝ 円+登録料: 円＝合計 円

太枠内は記入しないこと。

裏面に検定料払込領収書（写し）を貼付してください。

別途、著作権料（「授業目的公衆送信補償金制度」による補償金）を徴収します。

健康診断書

検査年月日 年 月 日

氏 名				生年月日	年 月 日生
身 長		cm		胸部X線検査 所 見	フィルムNo. _____
体 重		kg			
血 圧		/			
聴力	右			その他の疾病及び異常	
	左				
視力	右(矯正)	()			
	左(矯正)	()			
検尿	蛋 白		ウロビリ ノーゲン	備 考	
	糖		潜 血		

診断の結果、上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

住 所

医療機関名

医師の氏名

印

2026年度 松山東雲女子大学・松山東雲短期大学
科目等履修生 保険加入について

本学の科目等履修生として、学外実習を履修する場合は、必ず本学指定の保険に加入してください。

学外実習以外の授業科目を履修する場合（特に実験・実習・実技）も保険加入を推奨しております。

本学指定の保険

本学学生が入学時に全員加入している下記の保険に1年間加入します。ただし、通学中等傷害危険担保特約及び接触感染予防保険金支払特約は除きます。

- 学生教育研究災害傷害保険（略称「学研災」）Aタイプ
- 学研災付帯賠償責任保険 Aコース

保険内容は、別紙を参照してください。

保険加入申込期間（出願期間に準ずる）

前学期・通年開講科目 2026年3月2日（月）～2026年3月23日（月）

後学期開講科目 2026年8月19日（水）～2026年9月14日（月）

保険加入申込書提出先

本学教務課に提出（郵送可）

保 険 料

1年間 990円

納入方法、納入期日

納入方法： 本学経理課に現金払い

納入期日： 初回授業日の前日まで（3月末までに保険料を納入されていない場合、保険開始時期は保険料納入日の翌日午前0時からとなります）

切り取り線

科目等履修生 保険加入申込書

学長 殿

私は科目等履修生として、学生教育研究災害傷害保険 Aタイプ（ただし、通学中等傷害危険担保特約及び接触感染予防保険金支払特約を除く）及び学研災付帯賠償責任保険 Aコースに加入申込いたします。

大学短大名	
フリガナ 氏 名	印
生年月日	(西暦) 年 月 日
加入年度	(西暦) 2026年度

※郵送にてこの「保険加入申込書」を提出される方は、経理課へ保険料（現金）を納入しに来学される日をお教えください。

支払い予定日： 月 日

対人・対物事故に備える保険

正課や学校行事中等での賠償責任
事故を補償します（国内外）。

「学研災付帯賠償責任保険」のごあんない

加入対象者

学校教育法に定める大学等のうち、
（公財）日本国際教育支援協会の賛助
会員である大学院、大学、短大または
高等専門学校に在籍する学生で、か
つ、学研災^(※1)に加入している学生に
限ります。

（※1）「学生教育研究災害傷害保険」の略称

保険期間

- ・ **4月入学生** 4月1日午前0時から翌年3月31日午後12時まで
- ・ **9月入学生** 9月1日午前0時から翌年8月31日午後12時まで
- ・ **10月入学生** 10月1日午前0時から翌年9月30日午後12時まで

（注）1年間加入の場合です。複数年加入の場合、その期間の終了する年度の各終期までとなります。

（注）任意加入（学生が加入を決める場合）で、保険始期の前日までに学生が保険料を支払わなかった場合、保険期間
は保険料を支払った日の翌日午前0時から各終期までとなります。全員加入については4ページをご参照ください。

このような賠償責任事故の備えに

実験中、
装置のセンサーを破壊
してしまった…
→ **A・Cコース**



通学中、
歩行者に衝突！
ケガをさせて
しまった…
→ **A・Cコース**

インターンシップ中、
派遣先で商品を
壊してしまった…
→ **A・B・Cコース**



学校^(※2)の指示に従って
加入コースを
選択してください！



学研災キャラクター
サイちゃん

病院実習中、実習先の
携帯電話を床に落とし、
破損させてしまった…
→ **Cコース**

Aコース（学研賠）

正課中や通学中などに起こして
しまった事故の備えに！

正課中、学校行事中、およびその往復中な
どに発生した賠償責任事故を補償します！

（注）Aコースに加入した場合、Bコースに加入す
る必要はありません。

Bコース（インターン賠）

インターンシップや
教育実習などに限定！

インターンシップ、介護体験活動、教育
実習、保育実習、ボランティア活動およ
びその往復中に発生した賠償責任事故を
補償します！

（注）医療関連実習、薬学教育実務実習を除きます。
（注）学校が正課、学校行事または課外活動^(※3)
と認めたものに限りま。

Cコース（医学賠）

医療関連実習中も安心！

医療関連学部の実習中、
学校行事中およびその往
復中などに発生した賠償
責任事故を補償します！

（注）Cコースに加入した場合、
AコースおよびBコース
に加入する必要はありません。



学研賠（Aコース）：学生教育研究賠償責任保険／インターン賠（Bコース）：インターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険／医学賠（Cコース）：医学生教育研究賠償責任保険

加入手続

学校^(※2)によって取り扱うコースや加入に伴う手続きが異なりますので、学校^(※2)からの案内に従ってください。

（※2）学校教育法に定める大学等のうち、（公財）日本国際教育支援協会の賛助会員である大学院、大学、短大または高等専門学校

補償内容

国内外において、学生（被保険者）が正課、学校行事、課外活動^(※3)またはその往復において、他人にケガを負わせた場合、他人の財物を
損壊した場合等により、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害について保険金をお支払いします。

（※3）学校の規則に則った所定の手続により、インターンシップまたはボランティア活動の実施を目的とした組織として承認を受けた学内学生団体が行うインターンシ
ップまたはボランティア活動をいいます。これ以外のクラブ活動中の事故は保険金支払の対象とはなりません。ただし、正課または学校行事に合わせてその日のクラブ活
動（学校が禁じているもの等は除きます。）に参加する場合、その住居と活動場所となる施設の間を合理的な経路および方法により移動中に行った行為は対象となる活
動に含まれます。

本学は、（公財）日本国際教育支援協会が運営する「学研災付帯賠償責任保険」を取り扱っています。この保険は、学研災の加入者に対して、本学での教育研究活動中の
賠償責任事故に対する補償を提供するものです。詳細は、同協会HP掲載の「学研災付帯賠償責任保険加入者のしおり」をご覧ください。

1.対象となる活動範囲

活動範囲	コース	Aコース(*1) (学研賠)	Bコース(*2) (インターン賠)	Cコース(*3) (医学賠)	(*1) 医療関連実習を除きます。薬学教育実務実習を含みます。 (*2) 医療関連実習および薬学教育実務実習を除きます。 (*3) 医療関連実習を含みます。 (*4) 学校が正課、学校行事または課外活動と位置づけている場合に限りです。 (*5) 医療関連学部・(学)科が、正課または学校行事として位置づけて行う実習をいいます。
インターンシップ、介護体験活動、教育実習、保育実習、ボランティア活動およびその往復(*4)		○	○	○	
上記以外の正課、学校行事およびその往復		○	×	○	
医療関連実習(*5) およびその往復		×	×	○	

2.保険金額（支払限度額）・保険料

		Aコース	Bコース	Cコース	(*6)
支払限度額(*6)		対人賠償と対物賠償合わせて1事故につき1億円限度 (免責金額(*7):0円)			被保険者1名かつ1年当たりの支払限度額です。
1名当たり被保険者保険料	1年間	340円	210円	500円	(*7) 免責金額とは、お支払いする保険金の計算に当たって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
	2年間	680円	420円	1,000円	
	3年間	1,020円	630円	1,500円	
	4年間	1,360円	840円	2,000円	
	5年間	1,700円	1,050円	2,500円	
	6年間	2,040円	1,260円	3,000円	

※年度途中にご加入される場合も保険料は1年間単位となります。
※保険期間中の解約は可能ですが、当該年度分の保険料の払い戻しはありません。

3.補償の対象となる場合

- ◆詳しくは約款によります。保険約款の内容は、(公財)日本国際教育支援協会のホームページでご確認ください。
1. 次に掲げる事由により保険期間中に他人の身体に障害（障害に起因する死亡を含みます。以下同様です。）を負わせ、または他人の財物を損壊（滅失、破損もしくは汚損）させたことに起因して被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合
- ア. 上掲の表の「活動範囲」に定める活動（以下「活動」といいます。）の遂行に起因して、活動中に発生した偶然な事故（施設賠償責任保険）
- イ. 活動の結果に起因してその活動の終了後に発生した事故、および、被保険者の占有を離れた飲食物および正課、学校行事または課外活動（1ページの*3）の成果物（薬剤を含み、以下「生産物」といいます。）に起因する偶然な事故（生産物賠償責任保険）
2. 活動中の被保険者が使用または管理する他人の財物（以下「受託物」といいます。）を保険期間中に滅失、破損、汚損もしくは紛失し、または盗取もしくは詐取されたことにより、受託物に対し正当な権利を有する者に対し被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合（受託者賠償責任保険）
- 【お支払いする保険金の種類】
被保険者が負担する次の賠償金または費用に対して保険金をお支払いします。
※賠償責任の承認・賠償金額の決定に際しては、あらかじめ引受保険会社の承認が必要です。
- ①被害者に対して支払責任を負う法律上の損害賠償金
②引受保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用
- ③他人から損害賠償を受ける権利の保全もしくは行使について必要な手続きを行い、または既に発生した事故に係る損害の発生もしくは拡大の防止について必要なその他の手段を講じた場合において、その手続きまたは手段のために引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用
④他人から損害賠償を受ける権利の保全もしくは行使について必要な手続きを行い、または既に発生した事故に係る損害の発生もしくは拡大の防止のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任を負担しないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用
⑤引受保険会社が被保険者に代わって被害者による損害賠償請求の解決に当たる場合において、引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用
- 【保険金のお支払方法】
上記①の法律上の損害賠償金については、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。（受託者賠償責任保険の場合、事故が生じた場所および時期における受託物の時価が限度となります。）
上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用について、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

4.補償の対象とならない主な場合

- ◆詳しくは約款によります。保険約款の内容は、(公財)日本国際教育支援協会のホームページでご確認ください。
- ・共通
- ①保険契約者または被保険者の故意
②戦争、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議
③地震、噴火、洪水、津波または高潮
④被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
⑤排水または排気起因する賠償責任
⑥核燃料物質、核原料物質、放射性元素、放射性同位元素等の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する損害（放射能汚染、放射線障害を含みます。）。ただし、医学的または産業的に利用される放射性同位元素の使用、貯蔵または運搬中に生じた原子核反応、原子核の崩壊・分裂による損害で、その使用・貯蔵・運搬に法令違反がなかった場合は除きます。
⑦被保険者が行う次の行為に起因する損害
・医療行為や人体に危害を生ずるおそれのある行為のうち、医師・歯科医師・看護師・保健師・助産師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為
・薬品の調剤、投与、販売または供給
・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、建築士、土地家屋調査士、技術士、測量士または獣医師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為 等
- ※ただし、Cコースにおいて医療関連実習で所定の要件を満たす場合には、当事由は適用されません。また、AおよびCコースにおいて薬学教育実務実習で所定の要件を満たす場合には、上記のうち「薬品の調剤・投与・販売・供給」については適用されません。
- ⑧サイバー攻撃
- ・施設賠償責任保険
- ①自動車、原動機付自転車、航空機、昇降機または施設外における船・車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます）もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害
②汚染物質の排出、流出、いつ出、放出または漏出に起因する損害および汚染浄化費用（ただし、汚染物質の排出等が不測かつ突発的かつ急激で、所定の期間内に被保険者が発見し、かつ、引受保険会社に所定の期間内に通知した場合を除きます。）
③石綿、石綿の代替物質等の発がん性その他有害な特性に起因する損害 等
- ・生産物賠償責任保険
- ①被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは提供した生産物または行った活動の結果に起因する損害
②生産物自体の損壊または使用不能に係る賠償責任
③日本国内において発生した事故について、日本国外の裁判所に提訴された損害賠償請求訴訟
④汚染物質の排出、流出、いつ出、放出または漏出に起因する損害および汚染浄化費用（ただし、汚染物質の排出等が不測かつ突発的かつ急激で、所定の期間内に被保険者が発見し、かつ、引受保険会社に所定の期間内に通知した場合を除きます。）
⑤石綿、石綿の代替物質等の発がん性その他有害な特性に起因する損害 等

・受託者賠償責任保険

- ①自然発火または自然爆発した受託物自体の損壊
- ②受託物が寄託者に引き渡された後に発見された事故
- ③自転車、バイク、自動車、原動機付自転車、航空機、船舶、車両、動物、楽器、貨幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、き章、稿本、設計書、雛型その他これらに類する受託物の損壊、紛失、盗取または詐欺

5.その他

・加入後における留意事項

加入後、次のようなことが生じた場合、遅滞なく学校の担当窓口（学生課・学生支援課・保健センター等）へご連絡ください。

- ・学部、学科等を変更する場合・保険期間中に通算して1年以上休学した場合・加入コースを変更する場合・退学する場合

・他の保険契約等がある場合

この保険契約と重複する保険契約や共済契約（以下「他の保険契約等」といいます。）がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

- ①他の保険契約等から保険金や共済金が支払われていない場合：他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。
- ②他の保険契約等から保険金や共済金が支払われている場合：損害額から既に他の保険契約等から支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

・補償の重複に関するご注意

補償内容が同様の保険契約（特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご確認ください。

・事故が起きたときの手続き

保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故が発生したときは、遅滞なく電話で東京海上日動の学校保険コーナーへ次の内容をご連絡ください。
・自分の氏名、年齢、在籍する学校名・事故発生日、時刻・事故発生場所
・被害者の氏名、年齢・事故の原因・被害（傷害、損壊等）の程度
また、学校の担当窓口（学生課・学生支援課・保健センター等）へ事故を起こしたことを通知し、引受保険会社へ連絡したことを報告してください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権には**時効（3年）**がありますのでご注意ください。

・示談交渉サービスについて

示談交渉サービスは行いません。この保険には、引受保険会社が被害者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、学生（被保険者）ご自身に被害者との示談交渉を進めていただくことになりますので、あらかじめご承知おください。なお、引受保険会社の承認を得ないで賠償責任を承認または賠償金額を決定した場合には、賠償金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がありますので、ご注意ください。

・先取特権について

賠償責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます（保険法第22条第2項）。

このため、被保険者からの請求を受けて引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被害者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

- ④建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹込みによる損害
- ⑤給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気もしくは水の漏出もしくははいつ出またはスプリンクラーからの内容物の漏出もしくははいつ出による損害
- ⑥受託物の使用不能に起因する損害 等

・引受保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、あるいは、「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（日本における営業所等が締結した契約に限ります。）またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます（保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。）。

・個人情報の取扱いについて

保険契約者である（公財）日本国際教育支援協会は、引受保険会社に本契約に関する、加入者の氏名・学籍番号・入金日等の個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とすること
- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険（株）のホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。個人情報、所属校が作成した加入者名簿を（公財）日本国際教育支援協会が東京海上日動火災保険（株）へ提出することにより提供されます。この取扱いに同意しない場合は、速やかに同協会へ申し出てください（これに同意しない場合は、この保険には加入できません。）。

・重大事由による解除について

以下に該当する事由がある場合には、東京海上日動火災保険（株）はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・ご契約者、被保険者が東京海上日動火災保険（株）にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
- ・ご契約者、被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し被保険者に詐欺の行為があった場合 等

・この「ごあんない」は、学研災付帯賠償責任保険（施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険）の概要について説明したものです。詳細は、（公財）日本国際教育支援協会のホームページに掲載されている保険約款等によりますが、ご不明の点については、学校の担当窓口（学生課・学生支援課・保健センター等）までお問い合わせください。なお、ご加入後は「学研災付帯賠償責任保険加入者のしおり」をご覧ください。お申込みになる方と被保険者が異なる場合は、この「ごあんない」の内容を被保険者にご説明くださるようお願いいたします。

・学研災付帯賠償責任保険は、（公財）日本国際教育支援協会と以下の保険会社（予定）との間で締結された共同保険契約であり、東京海上日動火災保険（株）が他の引受保険会社の代理、代行を行います。各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、引受割合については同協会にご確認ください。

あいおいニッセイ同和損保 損保ジャパン 東京海上日動（幹事保険会社） 三井住友海上

・学研災付帯賠償責任保険は賠償責任保険普通保険約款、施設所有（管理）者特別約款、生産物特別約款、受託者特別約款、学研災付帯賠償責任保険特約条項等に基づく施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険のペットネームです。

〈契約者〉

公益財団法人 日本国際教育支援協会 学生支援部 学生保険課

〒153-8503 東京都目黒区駒場4-5-29

TEL：03-5454-5275

URL：<https://www.jees.or.jp/>

詳細は、上記協会HP掲載の「学研災付帯賠償責任保険加入者のしおり」をご覧ください。

日本国際教育支援協会 学研災

検索

重要事項説明書 (契約概要・注意喚起情報のご説明) 必ずお読みください。

契約概要・注意喚起情報のご説明

- 契約概要はご加入いただく保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。
- 注意喚起情報はご加入いただく保険をお申込みいただく際に、ご加入いただく学生の皆様にとって不利益となる事項等、特にご注意ください情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。
- この書面はご加入いただく保険に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細については、(公財)日本国際教育支援協会のホームページに掲載されている保険約款等によりますが、ご不明点等については同協会または東京海上日動火災保険(株)までお問い合わせください。
※加入者証等は発行されませんが、この「ごあんない」、[学研災付帯賠償責任保険加入者のしおり]等、加入内容が分かるものを保管していただきますようお願いいたします。

契約概要

1. 商品の仕組み、引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、(公財)日本国際教育支援協会を契約者とし、同協会の賛助会員校に在籍する学生で、かつ、学研災に加入している学生を被保険者(補償を受けることができる方)とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は同協会が有します。
ご加入いただける被保険者の範囲等については、1ページをご確認ください。

(2) 補償内容・保険期間(保険のご契約期間)

①支払事由(補償の対象となる場合)、お支払いする保険金、②主な免責事由(補償の対象とならない主な場合)、③保険期間等については、1～3ページをご確認ください。

(3) 引受条件(保険金額等)

この保険での引受条件(保険金額等)はあらかじめ定められたご契約コースの中からお選びいただくこととなります。ご契約コースについての詳細は2ページをご確認ください。

2. 保険料・保険料の払込方法

保険料はご加入いただくご契約コースなどによって決定されます。保険料については、2ページをご確認ください。保険料の払込方法については、学校の指示に従ってください。

3. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

注意喚起情報

1. 補償の重複に関するご注意

3ページをご確認ください。

2. 告知義務等

加入時、引受保険会社に重要な事項*をお申出いただく義務があります。
・加入の際、告知事項が記載されていなかったり、告知事項が事実と違っていたり

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品が学生の皆様のご希望に合致した内容であること、お申込みいただく上で特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願いいたします。なお、ご確認に当たりご不明な点等がありましたら、「ごあんない」に記載のお問い合わせ先まで問い合わせてください。

1. 保険商品が以下の点で学生の皆様のご希望に合致した内容となっていることをこの「ごあんない」に記載されている重要事項説明書でご確認ください。
万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

保険に関するご質問・お問い合わせは

東京海上日動火災保険株式会社(幹事保険会社) 公務第二部 文教公務室
〒102-8014 東京都千代田区三番町6番地4

☎0120-587-050 (フリーダイヤル)

受付時間: 平日9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始は除く)

事故のご連絡・ご相談は

東京海上日動学校保険コーナー

☎0120-868-066 (フリーダイヤル)

受付時間: 平日9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始は除く)

る場合には、契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。
・他人のために保険契約を締結する場合、契約者またはその代理人に過失がなかったとしても、被保険者(保険の対象となる方)またはその代理人の故意または重大な過失によって、集計報告書の記載事項が記載されていなかったり、記載事項が事実と違っているときも同様です。

※他の保険契約等に関する事項を含みます。

3. 通知義務等

(1) ご加入後における留意事項(変更事項の通知等)

退学等の際の通知や事故などが発生した場合の手続き等については3ページをご確認ください。

(2) 次回更新契約のお引受け

保険金請求状況等によっては、次回以降の更新契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますのであらかじめご了承ください。

4. 保険開始日

- (1) 4月入学生の保険責任は、4月1日午前0時から始まります。ただし、4月1日以降のお取扱いは以下のとおりとなります。

①全員加入の場合: 教授会等において決議*した保険加入日が4月1日以降のときは、決議された保険加入日の午前0時が責任開始となります。

②任意加入の場合: 学生が在籍する会員校へ所定の保険料を支払った日が、4月1日以降のときは支払った日の翌日の午前0時が責任開始となります。

- (2) 9月入学生の保険責任は、9月1日午前0時から始まります。ただし、9月1日以降のお取扱いは以下のとおりとなります。

①全員加入の場合: 教授会等において決議*した保険加入日が9月1日以降のときは、決議された保険加入日の午前0時が責任開始となります。

②任意加入の場合: 学生が在籍する会員校へ所定の保険料を支払った日が9月1日以降のときは、支払った日の翌日の午前0時が責任開始となります。

- (3) 10月入学生の保険責任は、10月1日午前0時から始まります。ただし、10月1日以降のお取扱いは以下のとおりとなります。

①全員加入の場合: 教授会等において決議*した保険加入日が10月1日以降のときは、決議された保険加入日の午前0時が責任開始となります。

②任意加入の場合: 学生が在籍する会員校へ所定の保険料を支払った日が10月1日以降のときは、支払った日の翌日の午前0時が責任開始となります。

※保険加入日時は決議日時より遡ることはできません。

5. 主な免責事由(補償の対象とならない主な場合)等

2～3ページをご確認ください。

6. 引受保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。詳細は3ページをご確認ください。

7. 個人情報の取扱いについて

3ページをご確認ください。

その他ご留意いただきたいこと

1. 共同保険について

共同保険については、3ページをご確認ください。

☐支払事由、お支払いする保険金

☐保険金額(支払限度額)

☐保険期間(保険のご契約期間)

☐保険料・保険料払込方法

2. 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)の内容についてご確認いただきましたか?

特に「注意喚起情報」には、「主な免責事由等」など学生の皆様にとって不利益となる情報や、「補償の重複に関するご注意*」、「通知義務等」が記載されていますので必ずご確認ください。

※例えば賠償責任が補償されるご契約の場合に、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が完全に重複することがあります。

指定紛争解決機関(注意喚起情報)

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)



0570-022808 <通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間: 平日9:15-17:00

(土・日・祝日・年末年始は除く)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(一社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

不慮の事故によるケガ等に備える保険

2026年度版

「学研災」のごあんない (「学研災」とは、学生教育研究災害傷害保険の略称です)

国内外において、次の**教育研究活動中**に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害(ケガ)に対して保険金をお支払いします。この保険における傷害は、「身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状」および「日射または熱射によって生ずる熱中症」を含みます。なお、「病気」はこの保険の対象ではありません。

加入対象者

学校教育法に定める大学等のうち、(公財)日本国際教育支援協会の賛助会員である大学院、大学、短大または高等専門学校に在籍する学生に限ります。

保険期間

- ・ **4月入学生** 4月1日午前0時から所定の卒業年次の3月31日午後12時まで
- ・ **9月入学生** 9月1日午前0時から所定の卒業年次の8月31日午後12時まで
- ・ **10月入学生** 10月1日午前0時から所定の卒業年次の9月30日午後12時まで

(注) 任意加入(学生が加入を決める場合)で、保険始期の前日までに学生が保険料を支払わなかった場合、保険期間は保険料を支払った日の翌日午前0時から各終期までとなります。全員加入については、4ページ「重要事項説明書」注意喚起情報4. 保険開始日をご参照ください。

保険金をお支払いする種類

1 教育研究活動中の事故の備えに

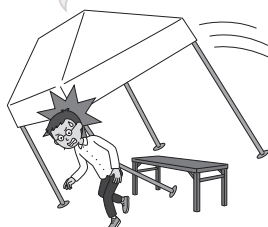
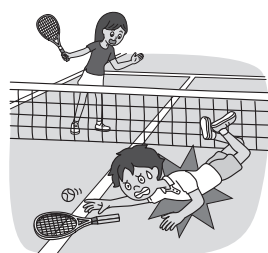
熱中症や
食中毒にも
対応!

1 実験中
ガスバーナーの火
で火傷を負った…

2 学祭の模擬店でテ
ントが壊れ打撲し
てしまった…

3 学校の階段で
転び骨折した…

4 他校で行われた
テニスの試合で腕を
打撲してしまった…



教育研究活動中とは…
正課中、学校行事中などをいいます。
詳しくは下記をご覧ください！



1 正課中

講義、実験、実習、演習または実技による授業を受けている間、指導教員の指示に基づき研究活動を行っている間^(※1)。

2 学校行事中

学校の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての各種学校行事に参加している間。

3 ①②④以外で学校施設内にいる間

学校が教育活動のために所有、使用または管理している学校施設内にいる間^(※2)。

4 課外活動中(クラブ活動中)

学校の規則に則った所定の手続きにより、学校の認めた学内学生団体の管理下で行う文化・体育活動を行っている間^(※3)。

- (※1) 私的生活にかかる場所においてこれらに従事している間を除きます。
- (※2) 寄宿舎にいる間、学校が禁じた時間もしくは場所にいる間、または学校が禁じた行為を行っている間を除きます。
- (※3) 学校施設外での危険なスポーツを行っている間、学校が禁じた時間もしくは場所にいる間、または学校が禁じた行為を行っている間を除きます。

2 通学中、学校施設等での移動中の事故^(※4)の備えに

1 通学中

学校の授業等、学校行事または課外活動(クラブ活動)に参加するため、合理的な経路と方法^(※5)で、住居^(※6)と学校施設等との間を往復する間。

2 学校施設等相互間の移動中

通学中と同じ目的、合理的な経路および方法^(※5)で、学校施設等の相互間を移動している間。

自転車で通学中、
段差で転び、
脱臼した…



3 臨床実習中の事故^(※7)の備えに

接触感染による
感染症予防措置を
受けた場合

医療実習中、
使用済みの注射針で
指を刺してしまった…



- (※4) 通学中等傷害危険担保特約(略称「通学特約」)をつけた場合に限りします。
- (※5) 学校が禁じた方法を除きます。
- (※6) 勤務地を含みます。
- (※7) 接触感染予防保険金支払特約(略称「接触感染特約」)をつけた場合に限りします。

1. 保険料一覧

保険期間	基本			特約 (※1)		
	昼間部	夜間部	通信教育	通学中等傷害危険担保特約		接触感染予防 保険金 支払特約
				昼間部・夜間部	通信教育	
1年間	650円	100円	100円	350円	40円	20円
2年間	1,200円	200円		550円		40円
3年間	1,800円	300円		800円		50円
4年間	2,300円	400円		1,000円		70円
5年間	2,800円	500円		1,250円		80円
6年間	3,300円	—		1,400円		100円

(※1)
各特約に加入する場合、希望する特約の保険料を加算してください。

※年度途中に加入する場合も保険料は1年単位となります。
※通学中等傷害危険担保特約・接触感染予防保険金支払特約において夜間部に6年間の設定はありません。
※通信教育は6年間扱いとなります。

2. 保険金の種類と金額

(1) 死亡保険金（事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合）

補償範囲	支払保険金
「正課中」「学校行事中」	2,000万円
「正課中・学校行事中以外で学校施設内にいる間」「課外活動（クラブ活動）中」 「通学特約加入者の通学中・学校施設等相互間の移動中」	1,000万円

(2) 後遺障害保険金 (※2)（事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合）

補償範囲	支払保険金
「正課中」「学校行事中」	程度に応じて 120万円～3,000万円
「正課中・学校行事中以外で学校施設内にいる間」「課外活動（クラブ活動）中」 「通学特約加入者の通学中・学校施設等相互間の移動中」	程度に応じて 60万円～1,500万円

(※2)
死亡保険金と後遺障害保険金とを重ねて支払うべき場合には死亡保険金のみお支払いします。

(3) 医療保険金（医師の治療を受けた場合）および入院加算金

事故発生時の活動の種別			治療日数 (※3)	医療保険金	入院加算金 (※4) (180日限度)
正課中・学校行事中	(対象外)	(対象外)	1日～ 3日	3,000円	入院した場合 入院1日につき 4,000円 (いずれの活動種別においても入院1日目から支払われます。)
	(治療日数4日以上が対象)	(治療日数14日以上が対象)	4日～ 6日	6,000円	
			7日～ 13日	15,000円	
			14日～ 29日	30,000円	
			30日～ 59日	50,000円	
			60日～ 89日	80,000円	
			90日～119日	110,000円	
			120日～149日	140,000円	
			150日～179日	170,000円	
			180日～269日	200,000円	
			270日～	300,000円	

(※3)
実際に入院または通院した日数をいいます。傷害を被り治療を開始した日から「医師が必要であると認めた治療が完了した日」の間の実治療日数であり、治療期間の全日数が対象になるのではないことにご注意ください。

(※4)
入院加算金は医療保険金の支払有無に関係なく入院1日目から支払われます。

(4) 接触感染予防保険金 (※5)

補償範囲	支払保険金
臨床実習中	1事故につき15,000円（定額払）

(※5) 臨床実習の目的で使用される施設内で、感染症の病原体に予期せず接触（接触のおそれのある場合を含みます）し、かつ、その原因となる事故の発生の日からその日を含めて180日以内にその接触感染に対する感染症予防措置を受けた場合が対象です。

注意事項

- (1) 上記の保険金は、学研災付帯学生生活総合保険、外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険、学研災付帯海外留学保険、生命保険、健康保険、他の傷害保険、加害者からの賠償金と関係なく支払われます。
- (2) 保険金は上記金額に限定されているので、2口以上の加入はできません。
- (3) 同日に複数の病院へ通院した場合でも治療日数は1日となります。1日のうちに2つの病院へ通院しても、治療日数は2日とはなりませんのでご注意ください。

3. 加入手続き

学校^(※6)によって特約の取扱状況や加入に伴う手続きが異なります。学校の案内に従ってください。

(※6) 学校教育法に定める大学等のうち、(公財) 日本国際教育支援協会の賛助会員である大学院、大学、短大または高等専門学校

4. 保険金をお支払いしない主な場合

・以下の事由により生じた傷害（ケガ）

保険契約者・被保険者（保険の対象となる方）・保険金受取人の故意または重大な過失（保険金受取人は、その方が受け取るべき金額部分）、被保険者の自殺行為・犯罪行為・闘争行為、無免許運転・酒気帯び運転・麻薬等を使用した状態で自動車等の運転中に生じた事故、脳疾患・疾病・心神喪失、妊娠・出産・早産または流産、外科的手術などの医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）、地震・噴火またはこれらによる津波（被保険者がこれらの自然現象の観測活動に従事している間を除きます。）、戦争・内乱・暴動、核燃料物質の有害な特性などによる事故（被保険者が核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物、またはこれらを使用する装置を用いて行う研究・実験活動に従事している間を除きます。）、放射線照射・放射能汚染（被保険者が放射線または放射能の発生装置を用いて行う研究・実験活動に従事している間を除きます。）、むちうち症、腰痛などで医学的他覚所見のないもの、学校施設外の課外活動として行う山岳登山（ピッケル等の登山用具を使用するもの）・リュージュ・ボブスレー・スカイダイビング・ハンググライダー搭乗等の危険な運動中の事故、学校施設外の課外活動として行う自動車等の乗用具による競技・試運転・競技場でのフリー走行、被保険者に対する刑の執行等

なお、飲酒による急性アルコール中毒症や時間の経過により重大化した傷害など「急激かつ偶然な外来」の条件を充足しない事故も対象となりません。

5. その他

・告知義務

告知義務については4ページをご確認ください。

・通知義務

加入後、次のようなことが生じた場合、遅滞なく本学担当窓口（学生課・学生支援課・保健センター等）へご連絡ください。

- ・昼間部、夜間部または通信部の区分を変更した場合
- ・退学した場合（除籍、死亡を含みます。）
- ・保険期間中に通算して1年以上休学した場合
- ・学部、学科等を変更する場合

・事故が発生したときのご注意

この保険で対象となる事故が生じた場合には、**事故の発生日からその日を含めて30日以内に事故の日時、場所、状況、傷害の程度を本学の窓口へ申し出た上で、窓口備付けの事故通知はがきまたはFAX、あるいはパソコンや携帯端末を使用した事故通知システムにより、東京海上日動火災保険株式会社の学校保険コーナーへご連絡ください。**保険金

請求権には、**時効（3年）**がありますのでご注意ください。

・死亡保険金受取人の指定

死亡保険金は法定相続人にお支払いします。

・引受保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、経営が破綻した場合には、この保険は保険業法の規定に基づき「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は一定割合まで同機構による補償が得られます。同機構の補償割合は以下のとおりです。

・保険期間が1年以内の場合

原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）

・保険期間が1年超の場合

原則として90%（保険期間が5年超で引受保険会社の経営が破綻した時点で保険料等の算出の基礎となる予定利率が主務大臣の定める基準利率を過去5年間常に超えていた場合は90%を下まわります。）

・個人情報の取扱いに関するご案内

保険契約者である（公財）日本国際教育支援協会は、引受保険会社に本契約に関する、加入者の氏名・学籍番号・入金日等の個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
 - ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、（一社）日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - ③東京海上日動火災保険株式会社の東京海上グループ各社または東京海上日動火災保険株式会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
 - ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
 - ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること
- 詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページおよび他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

個人情報は、所属校が作成した加入者名簿を（公財）日本国際教育支援協会が東京海上日動火災保険株式会社に提出することにより提供されます。この取扱いに同意しない場合は、速やかに同協会へ申し出てください（これに同意しない場合は、この保険には加入できません。）。

・この「ごあんない」は学生教育研究災害傷害保険の内容についてご紹介したものです。加入に当たっては、必ず4ページの「重要事項説明書」をよくお読みください。ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、（公財）日本国際教育支援協会のホームページ等でご参照ください。（ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、本学担当窓口（学生課・学生支援課・保健センター等）までお問い合わせください。なお、加入後は「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」をご覧ください。

・学生教育研究災害傷害保険は、（公財）日本国際教育支援協会と以下の保険会社との間で締結された共同保険契約であり、東京海上日動火災保険株式会社が他の引受保険会社の代理、代行を行います。各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、引受割合については同協会にご確認ください。

あいおいニッセイ同和損保 損保ジャパン 東京海上日動（幹事保険会社） 三井住友海上

・この保険は（公財）日本国際教育支援協会を保険契約者とし、同協会の賛助会員校に在籍する学生を被保険者（保険の対象となる方）とする学生教育研究災害傷害保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として（公財）日本国際教育支援協会が有します。

〈契約者〉

公益財団法人 日本国際教育支援協会 学生支援部 学生保険課
〒153-8503 東京都目黒区駒場4-5-29
TEL：03-5454-5275 URL：https://www.jees.or.jp/

〈引受幹事保険会社〉

東京海上日動火災保険株式会社

重要事項説明書 (契約概要・注意喚起情報のご説明) 必ずお読みください。

契約概要・注意喚起情報のご説明

- 契約概要はご加入いただく保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報に記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。
- 注意喚起情報はご加入いただく保険をお申込みいただく際に、ご加入いただく学生の皆様にとって不利益となる事項等、特にご注意ください情報に記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。
- この書面はご加入いただく保険に関する全ての内容を記載するものではなく、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、(公財)日本国際教育支援協会のホームページ等でご参照ください。ご不明点等については同協会または東京海上日動火災保険㈱までお問い合わせください。
※この「ごあんない」、「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」等、加入内容が分かるものを保管していただけますようお願いいたします。

契約概要

1. 商品の仕組み、引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、(公財)日本国際教育支援協会を契約者とし、同協会の賛助会員校に在籍する学生を被保険者(保険の対象となる方)とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として同協会が有します。
この保険は、ご加入者が団体の構成員であることを加入条件としています。
ご加入いただける被保険者の範囲等については、1ページをご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただきますことがあります。

(2) 補償の内容・保険期間(保険のご契約期間)

①保険金をお支払いする種類、②保険金をお支払いしない主な場合、③保険期間等については、1～3ページをご確認ください。
(この内容は、注意喚起情報にも該当します。)

(3) 引受条件(保険金額等)

この保険での引受条件(保険金額等)はあらかじめ定められたご契約タイプとなります。ご契約タイプについての詳細は2ページをご確認ください。
保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。



(金融庁ホームページ)

2. 保険料・保険料の払込方法

保険料はご加入いただく保険料適用区分等によって決定されます。保険料については、2ページをご確認ください。
保険料の払込方法については学校の指示に従ってください。
(この内容は、注意喚起情報にも該当します。)

3. 満期返れい金・契約者配当金・解約返戻金

- この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。
- ご契約を解約される場合は、大学等までご連絡ください(包括契約に関する特約をセットした契約については、ご契約者より必要な手続きをとっていただきます。)。なお、解約された場合、契約内容や解約の条件により、未経過期間に相当する保険料を解約返れい金としてお支払いできる場合があります。
(この内容は、注意喚起情報にも該当します。)

注意喚起情報 (No.3・4は契約概要にも該当)

1. 告知義務等

- 加入時、引受保険会社に重要な事項*をお申出いただく義務があります。
 - ・加入の際、記載事項が記載されていなかったり、記載事項が事実と違っている場合には、契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。
 - ・他人のために保険契約を締結する場合、契約者またはその代理人に過失があったとしても、被保険者(保険の対象となる方)またはその代理人の故意または重大な過失によって、集計報告書の記載事項が記載されていなかったり、記載事項が事実と違っているときも同様です。
- ※他の保険契約等に関する事項を含みます。

2. ご加入後における留意事項(通知義務等)

- 退学等の際の通知義務や事故などが発生した場合の手続き等については3ページをご確認ください。ご通知や手続き等がないと、保険金をお支払いできないことやご加入を解除されること等があります。
- ご連絡いただいた内容によっては、保険料が変更になることがあります。なお、この場合には、集計報告書等に記載の通知事項に内容の変更が生じた時以降の期間に対して算出した保険料を請求または返還します。

3. 保険開始日

- (1) 4月入学生の保険責任は、4月1日午前0時から始まりま。ただし、4月1日以降のお取扱いは以下のとおりとなります。
 - ①全員加入の場合：教授会等において決議*した保険加入日が4月1日以降のときは、決議された保険加入日の午前0時が責任開始となります。
 - ②任意加入の場合：学生が在籍する会員校へ所定の保険料を支払った日が4月1日以降のときは、支払った日の翌日の午前0時が責任開始となります。
- (2) 9月入学生の保険責任は、9月1日午前0時から始まりま。ただし、9月1日以降のお取扱いは以下のとおりとなります。
 - ①全員加入の場合：教授会等において決議*した保険加入日が9月1日以降のときは、決議された保険加入日の午前0時が責任開始となります。
 - ②任意加入の場合：学生が在籍する会員校へ所定の保険料を支払った日が9月1日以降のときは、支払った日の翌日の午前0時が責任開始となります。
- (3) 10月入学生の保険責任は、10月1日午前0時から始まりま。ただし、10月1日以降のお取扱いは以下のとおりとなります。
 - ①全員加入の場合：教授会等において決議*した保険加入日が10月1日以降のときは、決議された保険加入日の午前0時が責任開始となります。
 - ②任意加入の場合：学生が在籍する会員校へ所定の保険料を支払った日が10月1日以降のときは、支払った日の翌日の午前0時が責任開始となります。

※保険加入日時は決議日時より遡ることはできません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合等

3ページをご確認ください。

5. 引受保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一時期凍結されたり、金額が削減されることがあります。詳細は3ページをご確認ください。

6. 個人情報の取扱いについて

3ページをご確認ください。

7. 被保険者からのお申出による解約

被保険者からのお申出によりその被保険者に係るご加入を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、「ごあんない」等記載のお問い合わせ先まで問い合わせてください。本内容については、被保険者全員にご説明くださいますようお願いいたします。

8. 死亡保険金受取人の指定

3ページをご確認ください。

9. クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

その他ご留意いただきたいこと

1. 共同保険について

3ページをご確認ください。

2. 代理人からの保険金請求

被保険者または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき被保険者または保険金の受取人の代理人がいけない場合は、被保険者または保険金の受取人の配偶者(*1)または3親等内の親族(あわせて「ご家族」といいます。))のうち東京海上日動火災保険㈱所定の条件を満たす方が、被保険者または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。詳細は、「ごあんない」等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願いいたします。
(*1) 法律上の配偶者に限ります。

3. ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- ご加入時に、「ご契約者」、被保険者または保険金受取人に詐欺または強迫の行為があった場合は、東京海上日動火災保険㈱はご加入を取り消すことができます。
- 以下に該当する事由がある場合は、ご加入は無効になります。
- ・ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的を持っていた場合
- ・死亡保険金受取人を指定する場合において、その被保険者の同意を得なかったとき(その被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合は除きます。)
- 以下に該当する事由がある場合には、東京海上日動火災保険㈱はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
- ・ご契約者、被保険者または保険金受取人が東京海上日動火災保険㈱にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
- ・ご契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し被保険者または保険金受取人に詐欺の行為があった場合 等

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品が学生の皆様のご希望に合致した内容であること、お申込みいただく上で特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認くださいませようお願いいたします。
なお、ご確認に当たりご不明な点等がありましたら、「ごあんない」に記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

- 1. 保険商品が以下の点で学生の皆様のご希望に合致した内容となっていることをこの「ごあんない」に記載されている重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

- ☐ 保険金をお支払いする主な場合(学生教育研究災害傷害保険。通学中等傷害危険担保特約、接触感染予防保険金支払特約を含みます。)、お支払いする保険金
- ☐ 保険金額(ご契約金額)
- ☐ 保険期間(保険のご契約期間)
- ☐ 保険料・保険料払込方法
- ☐ 保険の対象となる方

- 2. 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)の内容についてご確認くださいませか? 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いしない主な場合等」等学生の皆様にとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務等」が記載されているので必ずご確認ください。

保険に関するご質問・お問い合わせは

東京海上日動火災保険株式会社(幹事保険会社) 公務第二部 文教公務室
〒102-8014 東京都千代田区三番町6番地4

☎0120-587-050 (フリーダイヤル)

受付時間：平日9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始は除く)

事故のご連絡・ご相談は

東京海上日動火災保険株式会社

☎0120-868-066 (フリーダイヤル)

受付時間：平日9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始は除く)

指定紛争解決機関(注意喚起情報)

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)



0570-022808 <通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日9:15-17:00

(土・日・祝日・年末年始は除く)

東京海上日動火災保険㈱は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(一社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険㈱との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)